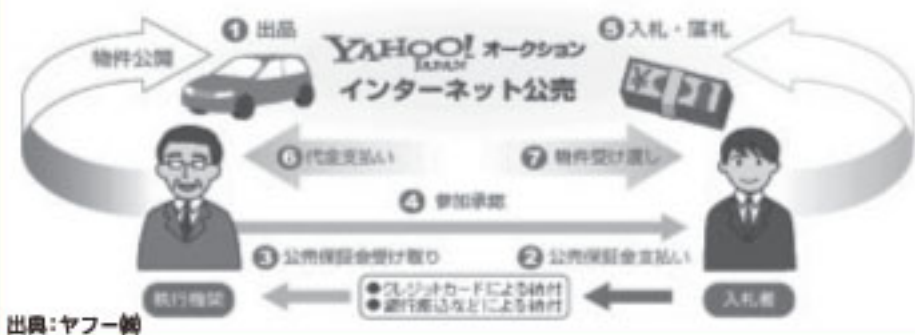


インターネット公売を実施します

■インターネット公売の流れ



出典：ヤフー株式会社

行方市では、ヤフー株式会社が提供する「官公庁オークション」を利用し、市税等の滞納者から差し押さえた財産の公売を実施します。

詳細は行方市ホームページもしくは「Yahoo!オークション」の官公庁オークションサイトにてご確認ください。

ださい。

なお、公売財産の下見会を、行方市役所麻生庁舎にて平成19年7月23日（午前10時～午後3時）に行います。

・公売財産の内容

原付バイク、ビールサーバーなど計12点

・参加申込期間

平成19年7月12日午後1時から
平成19年7月28日午後5時まで

・せり売り期間

平成19年7月31日午後1時から
平成19年8月2日午後1時まで

※参加申込期間内に官公庁オークションサイトより公売参加の申込手続きを行なわなければ入札に参加できません

※滞納税の完納などにより中止になる場合があります。

インターネット公売とは…

市税等の滞納者から差し押さえた財産を国税徴収法などのとって売却する手続きの一部です。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納者の未納税金などに充てられます。

郵便等投票制度のお知らせ

郵便等投票制度の概要

選挙人で身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付をされている人で、その障害・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受け、選挙の際、郵便等により自宅で投票する方法です。

また、「郵便等投票証明書」の交付を受けた人のうち、上肢または視覚の障害が一定以上である人は、本人に代わり別の人が投票用紙に記載する代理記載での投票もできます。

○身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

・身体障害者手帳1級又は2級の両下肢、体幹、移動機能障害の方

・身体障害者手帳1級又は3級の心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害の方

・身体障害者手帳1級、3級の免疫機能障害の方

○戦傷病者手帳をお持ちの方で、次に該当する方

・恩給法の特別項症、第2項症の両下肢、体幹機能障害の方

・恩給法の特別項症、第3項症の心

臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害の方

○介護保険被保険者の方で、次に該当する方

・被保険者証に、要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

・「郵便等投票証明書」の申請は、選挙に関係なく、いつでも受け付けています。

郵便等投票証明書の交付申請手続き

1. 行方市選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のいずれか原本（コピーは不可）を添えて、申請します。（代理人可）

2. 行方市選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」が郵送されます。

・要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の内です。

・要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から7年間です。期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となります。

・「郵便等投票証明書」の申請は、選挙に関係なく、いつでも受け付けています。